

事例 5 設立初年度における定期同額給与の改定

当社は、法人成りにより設立をした 9 月決算の同族会社ですが、設立総会において役員報酬の決議を行わず無報酬の状態が 3 か月が経過しました。

無報酬とした理由は、役員報酬の支払いにより法人が赤字になると見込まれること及び役員(代表者)の社会保険料が高額になることでした。

ところが、思いのほか法人の業績がよく又個人の社会保険料についても個人事業の赤字と通算すると高額を支払うとしないことが判明しました。そこで、この度、臨時株主総会を開催して役員報酬の支給決議をしたいと考えています。

この場合に、臨時株主総会の決議後毎月 50 万円を支給したときには、定期同額給与として損金算入が認められるでしょうか。

【事例 5 解説】 設立初年度における定期同額給与の改定

会社法においては、取締役の報酬、賞与その他の対価として会社から受け取る財産上の利益については、定款の定めがある場合を除き株主総会の決議によって定めることとされています(会社法 361)。

このため、一般的には、定時株主総会においてその開催日から開始する新たな職務執行期間に係る報酬の額を定めることになり、これを前提として法人税法の規定がなされていると解されています。

法人税法においては、役員に支給する給与のうち定期同額給与、事前確定届出給与又は利益連動給与のいずれにも該当しないものの額は損金の額に算入しないこととされています(法 34①)。

損金の額に算入される定期同額給与とは、定期給与(その支給期間が 1 か月以下の一定期間ごとである給与)が当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもののほか、定期給与で①通常の改定事由、②臨時改定事由又は③業績悪化改定事由(法令 69①一イ～ハ)により改定された場合における当該事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの各支給時期における支給額が同額であるものも含まれることとされています(法令 69①)。

ご質問の場合に、臨時株主総会による決議が、定期給与の改定と考えるのか又は定期給与の新たな制定と考えるのかという問題があります。

定期給与の改定との考え方を採る場合に、法人設立にあつては、取締役の職務執行はその就任の承諾をした設立当初から開始されていると解されますので、その職務執行の対価の支給額、支給時期等については、設立総会において決定されるべきものと考えられます。この考え方に基づく限り、臨時株主総会の決議は増額決議となりますので、当該増額決議は上記①及び③の改定事由に該当しないこととなります。また、役員職制上の地位に何ら変更はなく、役員職務内容の重大な変更等 3 か月経過日までに予測しがたい偶発的な事情があるとも認められませんので②の臨時改定事由に該当しないと解されます。

したがって、いずれの改定事由にも該当しないことから、増額の支給額は定期同額給与に該当せず損金不算入になると思われま

す。一方、例えば法人の営業開始条件が許認可等に基づくもので許認可等が下りるまでは営業活動ができない状況等社会通念上やむを得ず休業状態にせざるを得ない状況下にあつて、営業活動ができ得る状態になった時点の臨時株主総会での支給決議は、定期給与の改定というよりも、定期給与の新たな制定と判断するのが相当と考えられます。

本件については、ご質問の限りにおいて、このような状況下にあるとは考え

られませんし、また、その支給決議は恣意的なものと認められますので、定期給与の新たな制定とは判断できないと思われます。

したがって、ご質問の場合には、臨時株主総会の決議によったものであっても、当該定期給与は定期同額給与に該当せず、その支給額は損金の額に算入されないものと思われます。